

社会福祉法人和仁福祉会
地域密着型通所介護
第 1 号 通 所 事 業 運 営 規 程
石 巻 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー や す ら ぎ 荘

第 1 章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人和仁福祉会が経営する石巻デイサービスセンターやすらぎ荘（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護、第 1 号通所事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護、第 1 号通所事業（以下「介護サービス等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|------------------------|
| (1) | 名 称 | 石巻デイサービスセンターやすらぎ荘 |
| (2) | 所在地 | 宮城県石巻市山下町一丁目 11 番 22 号 |

第 2 章 従事者の職種、員数及び職務の内容

(従事者の職種及び員数)

第 4 条 事業所に勤務する従事者の職種及び員数は次のとおりとする。但し、事業を円滑に運営するために必要であると認めたときは、それぞれの職務分担以外の職務を兼務させることができる。

- | | | |
|-----|---------|-----------------------|
| (1) | 管理者（所長） | 1 名 |
| (2) | 生活相談員 | 1 名以上（介護職員と兼務 1 名） |
| (3) | 看護職員 | 1 名以上（機能訓練指導員と兼務 1 名） |
| (4) | 介護職員 | 3 名以上（生活相談員と兼務 1 名） |
| (5) | 機能訓練指導員 | 1 名（看護職員と兼務） |

※（１）の管理者は、下記の施設の管理者等と兼務。

指定介護老人福祉施設（本体施設）、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所。

２ 前項に定めるもののほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

（職務内容）

第５条 職務別従事者の職務内容は、次のとおりとする。

- （１） 管理者は、事業所の通所介護従事者の管理及び利用者の申込みに係る調整、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の通所介護従事者に対し運営規程の遵守のための指揮命令を行う。
- （２） 生活相談員は、上司の命を受け、利用者の相談や利用計画、日程プログラム等サービスの調整及びそれぞれの利用者に応じた地域密着型通所介護計画、第１号通所事業に係るサービス計画（以下「通所介護計画等」という。）を利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- （３） 看護職員は、上司の命を受け、事業の業務（利用者の健康管理、医療との連携支援等）に従事する。
- （４） 介護職員は、上司の命を受け、事業の業務（利用者の日常の支援、入浴、送迎等の支援）に従事する。
- （５） 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むに必要な生活機能を改善し、又その減退を防止するための機能訓練業務に従事する。

第３章 営業日、営業時間及び利用定員

（営業日及び営業時間）

第６条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１）営業日 月曜日～土曜日までとする。（祝祭日含）
ただし、１２月３０日～翌年１月３日までは除く。
- （２）営業時間 午前８時３０分～午後５時３０分
- （３）サービス提供時間 午前９時４０分～午後３時３０分

（利用定員）

第７条 事業所の介護サービス等を提供する定員は、１日１８名とする。

第４章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（介護サービス等の内容）

第８条 介護サービス等の内容は次のとおりとする。

- １ 生活指導（相談援助等）

- 2 機能訓練（日常動作訓練）
- 3 移動や排泄の介助、見守り等のサービス
- 4 健康状態の確認
- 5 送迎
- 6 入浴サービス
- 7 食事サービス

（介護サービス等の利用料その他の費用）

第9条 介護サービス等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）によるものとし、（第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は石巻市が定める基準による）当該介護サービス等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）の額とする。
- 3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - （1）食事の提供に要する費用 1日あたり 600円
 - （2）前各号に掲げるもののほか、介護サービス等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 4 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者又は、その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書により得るものとする。

（通常事業の実施地域）

第10条 通常事業の実施地域は、別紙のとおりとする。

第5章 サービス利用にあたっての留意事項

（事業所における留意事項）

第11条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合は、自己の費用により原状に復するか又は、相当の代価を支払うものとする。

- 2 利用者は、事業所や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行ってはならない。
- 3 利用者は、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。

- 4 事業所は、利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者とその家族等との協議により施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

(緊急時の対応方法)

- 第 12 条 従事者は、介護サービス等の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第 13 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年 2 回避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画)

- 第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。業務継続計画については、職員に対し周知し、研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて見直し変更するものとする。

(地域との連携等)

- 第 15 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
- 2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は石巻市の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

- 第 16 条 事業所は、通所介護従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上
- 2 通所介護従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、通所介護従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないように、通所介護従事者との雇用契約において必要な措置を講ずる。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人和仁福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体的拘束等)

- 第17条 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2)虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第 19 条 事業所は当該事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じる。
- (1)事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会におおむね 6 ヶ月に 1 回以上参加する。
 - (2)事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3)事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施す

る。

(掲示)

第 20 条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(その他)

第 21 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人和仁福祉会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。